

平成20年  
4月から

# お年寄りの医療制度が変わります

～後期高齢者医療制度がスタート～ Part 6

## 後期高齢者医療制度について もう一度確認してみましょう

(医療制度改革情報は、19年7月号から  
掲載しています)

### 対象者はだれ？

4月1日現在で75歳以上の方です。

ただし、65歳以上の方で一定の障害があり、認定を受けている方(現在、老人保健医療受給者証の交付を受けている方)も対象になります。

まだ75歳になっていない方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の対象になります。

### 保険証はどうなるの？

全員、現在加入している健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度の保険に加入します。

4月以降は、現在使用している保険証は使えません。4月以降は、3月下旬に郵送される後期高齢者医療制度の保険証を使って病院にかかってください。

### 75歳以上と75歳未満が同じ世帯にいる場合はどうなるの？

75歳以上の方は現在加入している保険を脱退して、後期高齢者医療制度に加入します。

75歳未満の方は条件により次のようになります。

- ・国保の場合…引き続き国保の加入者です(※1 ただし、国保税の軽減措置が取られる予定です)。
- ・社会保険の被保険者(本人)の場合…引き続き社会保険の加入者です。
- ・社会保険の被扶養者(扶養家族)の場合……

75歳未満の方(息子など)の扶養家族だった場合は、引き続き社会保険の加入者です。

75歳以上の方の扶養家族だった場合は、社会保険を脱退し、国保に加入します。

(※2 ただし、国保税の軽減措置が取られる予定です)

- ※1 2人の世帯でどちらか1人が後期高齢者医療制度、1人が引き続き国保という場合のみ該当。
- ※1と2 国保税の軽減措置については、決定次第お知らせします。

### 病院の窓口負担はどうなるの？

医療費の自己負担は1割負担です。ただし現役並み所得の方は3割負担となります。  
高額医療費や入院時の食事代などについては、今までの老人保健制度と変わりません。

※現役並み所得の方とは…

課税所得が145万円以上ある後期高齢者がいる世帯の方で、年収が次の基準を超えている方。

- ・後期高齢者が1人の世帯……後期高齢者の年収383万円以上
- ・後期高齢者が2人の世帯……後期高齢者2人の年収を合わせて520万円以上

### 保険料はどうなるの？ ※詳しくはすまいる12月号、2月号をご覧ください

一人ひとりに保険料がかかり、年金から天引きされます(ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きではなく納付書等で納めます)。

保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が決定し、2年ごとに見直されます。

☆北海道の保険料は

年額 **均等割43,143円** + **所得割(所得-33万円)×9.63%** です。

**注意!**

所得によって一人ひとり保険料が違います。  
所得がなくても、均等割は全員にかかります。

ただし、所得の少ない方については、世帯の所得に応じて均等割が軽減されます。

※所得割がかかる方については、所得割は軽減されず別途かかります。

<均等割軽減の判定>

世帯主と後期高齢者の所得(65歳以上で公的年金所得の場合は、所得から15万円を引いた金額)を合わせた金額が…

- 33万円未満の世帯 ……………→ 均等割の7割を軽減  
(33万円+24.5万円×世帯主以外の後期高齢者数)以下 ……………→ 均等割の5割を軽減  
(33万円+35万円×後期高齢者数)以下 ……………→ 均等割の2割を軽減

今まで社会保険の扶養家族だった方で、今回、後期高齢者医療制度に移行する方については、次の通り特例措置があります。

- 平成20年4月から9月まで …………… 保険料全額免除
- 平成20年10月から平成21年3月まで …………… 保険料9割軽減
- 平成21年4月から平成22年3月まで …………… 保険料5割軽減

### 後期高齢者医療制度の窓口はどこ？

保険料の決定や医療費の給付は、北海道後期高齢者医療広域連合(本部は札幌市)が行いますが、各種届出や申請の受付は、今までどおり芽室町で行います。

**お知らせ**

**70~74歳の  
皆様へ**

平成20年4月から、医療費の自己負担割合(現役並み所得者以外)は2割とされていましたが、平成21年3月までの1年間は1割に据え置かれます。

3月に国民健康保険の方は、町から新たな高齢受給者証を再発行させていただきます。

**注**

既に3割負担をいただいている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

町では、後期高齢者医療制度に関する  
出前説明会を開催しています

単位老人クラブのほか、町内会や  
各種団体などからご要望いただければ、説明に伺います

◆問い合わせ先



保健福祉課国保医療係

〒082-0014

芽室町東4条4丁目5

保健福祉センター(あいあい21)

☎ 62-9724

FAX 62-0121

✉ h-kokuho@memuro.net

HP http://www.memuro.net/